30千保介事第１７１４号

平成３０年１０月　１日

介護保険サービス事業所　　管理者　様

千葉市保健福祉局高齢障害部

介護保険事業課長

介護保険法施行規則の一部改正に伴う指定申請書類等の変更について

清秋の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令 (平成30年厚生労働省令第80号)が、平成30年10月1日より施行されることに伴い、千葉市における指定申請書類等を一部削減、変更いたしましたのでお知らせします。

　なお、この改正内容は、千葉市が保険者として独自に必要性を判断しております。そのため、省令と一部異なっておりますのでご了知ください。

記

１　改正項目について

 裏面に続く

２　省令改正について

（１）平成30年6月29日付『介護保険最新情報vol.660「介護保険法施行規則等の一部を改正す

る省令」の交付等について』に改正省令の概要等の情報があります。

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2018/0702095527614/ksvol660.pdf>

（２）平成30年9月28日付『介護保険最新情報vol.679「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の交付等について』に上記の（１）6月29日付の改正省令で削除項目としていた「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」を削除せずに従来どおり求めることとする改正省令の情報があります。

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2018/1001112136569/ksvol679.pdf>

３　様式の改正について

平成30年9月28日付で、国からの事務連絡で指定申請等に係る「様式例」が示されまし

た。

現在、市の「参考様式」等への適用について確認を行っており、必要に応じて随時「参考

様式」を改正いたします。

指定申請等の際は介護保険事業課ホームページで様式等の確認をお願いいたします。

※旧様式で提出書類を作成済みの場合は申請等の受理を可能とします。

４　その他

メールアドレスを登録していただけますと、情報がより早く、より確実に届きます。

未登録の事業所におかれましては是非登録をお願いします。

※指定申請・指定更新申請・変更届出・廃止、休止及び再開届出に関する情報については

　　介護保険事業課のホームページで確認できます。

<http://www.city.chiba.jp/kurashi/hoken/kaigohoken/jigyosha/index.html>

〒260-8722　千葉市中央区千葉港1番1号

保健福祉局高齢障害部介護保険事業課

事業所支援班・施設支援班

TEL:０４３-２４５-５０６２・５２５６